



## 廃棄物の主な焼却行為の可否

事業者が行う廃棄物の焼却	廃棄物処理法に定められた一定の構造基準を満たした焼却炉で、一定の焼却基準により焼却する場合以外は、焼却できません。
農業を営むために行う「稻わら」などの焼却	周辺の生活環境に被害を与えないよう十分に注意すれば焼却することはできます。
たき火、バーベキューなど日常生活で通常行われる軽微な焼却	
どんど焼きなど慣習的に行う焼却	

問 資源対策課管理担当  
廃棄物の焼却は、関係法令に規定された処理基準に従つて行うものや公益上必要または、社会の慣習上や苦情が市に多く寄せられています。

剪定枝・草などは、自然還元させるか、十分に乾燥させてから、燃やせるごみとして集積所へ出してください。みんなの理解と協力をお願いします。

近ごろ、「煙が家に入つくる」「洗濯物に臭いがつく」など廃棄物の焼却に対する苦情が市に多く寄せられています。

## ● 廃棄物の焼却にご注意を



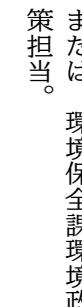
住宅用火災警報器などを設置する○寝具や衣類からの火災を防ぐため、防炎製品を使用する○火災を小さくするうちに消すため、住宅用消火器などを設置する○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

期間中、消防本部・消防署・消防団では、市内の事業所、危険物運搬車両など内全域で枯れ草などの調査も実施します。家屋など付近に繁っている雑草が枯草になり火災になると危険です。土地の所有者は刈り取ります。

回広報をします。また、市内全域で枯れ草などの調査も実施します。家屋など付近に繁っている雑草が枯草になり火災になると危険です。土地の所有者は刈り取らるよう、みなさんのご協力をお願いします。

動が11月9日(水)～15日(火)に実施されます。

## ● 秋の全国火災予防運動



いものから離れた位置で使  
用する○ガスこんろなど  
のそばを離れるときは、必ず火を消す。  
○逃げ遅れを防ぐため、  
住宅用火災警報器などを設  
置する○寝具や衣類から  
の火災を防ぐため、防炎製  
品を使用する○火災を小  
さくするうちに消すため、住  
宅用消火器などを設置する  
○お年寄りや身体の不自由  
な人を守るために、隣近所の  
協力体制をつくる。

● スポーツ課から  
臨時休館のお知らせ

問 大和税務署(☎ 262-9411)。  
申 申し込み

● 下今泉コミニセント  
教育委員会議開催

問 消防本部予防課予防

業相談所(☎ 231-0225、  
Eメール m-nakamura@eccl.or.jp)、市環境保全課ISO担当(☎ 233-0346)へ。

● ISO14001研修会

電話番号・ファックス番号・  
参加者氏名、個人・氏名・  
住所・職業・電話番号を明  
記のうえ、11月15日(火)まで  
にファックスまたはメールで

納税は便利な口座振替をご  
利用ください。

● 下今泉コミニセント  
史跡めぐりウォーキングコースの紹介

問 スポーツ課。

● ISO14001研修会

問 生涯学習課社会教育

申 同コミセン(☎ 231-3231)へ。

● 下今泉コミニセント  
講座・催し

問 大和税務署法人課税

申 第2部門(☎ 262-9422)、  
市市民税課市民税担当。

● ISO14001研修会

問 生涯学習課社会教育

申 同大和税務署個人課税

● ISO14001研修会

問 第1部門資料情報担当(☎ 262-9245)。

● ISO14001研修会

問 市内事業所勤務の方

申 申告所得課税第2期分の納

期限

● ISO14001研修会

問 市職員

申 市内事業所勤務の方

● ISO14001研修会

問 市職員